

平成24年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

警察本部

平成24年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

警察本部

| 議案番号 | 件名 | 課名等 | 頁 |
|-------|-------------------|-----|---|
| 議案第1号 | 平成24年度鳥取県一般会計補正予算 | | |
| | 1 債務負担行為に関する調書 | | 1 |

【予算関係以外】

| 報告番号 | 件名 | 課名等 | 頁 |
|-------|---|---------|-----|
| 報告第2号 | 議会の委任による専決処分の報告について | | |
| | (2) 鳥取県暴力団排除条例の一部改正について(平成24年10月22日専決) | 組織犯罪対策課 | 2~3 |
| | (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成24年11月12日専決) | 監察官室 | 4 |
| | (9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成24年11月12日専決) | 監察官室 | 5 |

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

| 事 項 | 限 度 額 千円 | 前年度末までの支出(見込)額 千円 | | 当該年度以降の支出予定額 千円 | | 左 の 財 源 内 訳 | | | |
|------------------------------|--------------|----------------------|-----|----------------------|--------|-------------|---------|---------|--------|
| | | 期 間 | 金 額 | 期 間 | 金 額 | 特 定 財 源 | 特 定 財 源 | 特 定 財 源 | 一般財源 |
| | | | | | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | |
| 平成24年度 運転免許証更新時講習委 託 | 千円 68,014 | | 0 | 平成25年度から 平成26年度まで | 68,014 | 千円 | 千円 | 68,014 | 千円 |
| 平成24年度 行政処分者講習委託 | 43,136 | | 0 | 平成25年度から 平成26年度まで | 43,136 | | | 43,136 | |
| 平成24年度 警察学校等給食業務委託 | 52,461 | | 0 | 平成25年度から 平成26年度まで | 52,461 | | | 33,905 | 18,556 |
| 平成24年度 警察本部庁舎清掃業務委 託 | 11,580 | | 0 | 平成25年度 | 11,580 | | | 375 | 11,205 |
| 平成24年度 警察本部庁舎保守管理業 務委託 | 30,666 | | 0 | 平成25年度から 平成27年度まで | 30,666 | | | | 30,666 |

| | |
|--|---|
| <p>区 分</p> | <p>議会の委任による専決処分の報告について (2) 鳥取県暴力団排除条例の一部改正について (平成24年10月22日専決)</p> |
| <p>提 出 理 由 及 び 概 要</p> | <p>1 提出理由 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、平成24年10月22日専決処分をしたので、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 県の責務について定めた規定中、引用している暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の条項を改める。 (2) 施行期日は、平成24年10月30日とする。</p> |

鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例

鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(県の責務)</p> <p>第4条 県は、基本理念にのっとり、県民等の協力を得るとともに、<u>法第32条の3第1項</u>の規定により公安委員会から鳥取県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者（以下「暴力追放運動推進センター」という。）その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。</p> | <p>(県の責務)</p> <p>第4条 県は、基本理念にのっとり、県民等の協力を得るとともに、<u>法第32条の2第1項</u>の規定により公安委員会から鳥取県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者（以下「暴力追放運動推進センター」という。）その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。</p> |

附 則

この条例は、平成24年10月30日から施行する。

| | |
|--|--|
| <p>区 分</p> | <p>議会の委任による専決処分の報告について (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年11月12日専決)</p> |
| <p>提 出 理 由 及 び 概 要</p> | <p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年11月12日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市気高町下坂本1562番地30 株式会社ウエシヨウ 代表取締役社長 上田 秀幸</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を5割とし、県は、損害賠償金275,674円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成23年11月17日 午後6時25分頃 イ 事故発生場所 鳥取市千代水四丁目地内 ウ 事故の状況 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、警ら用務のため小型特種自動車（ミニパトカー）を運転中、交差点を右折しようとした際、直進してきた和解の相手方使用の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> |

| | |
|--------------------------------------|--|
| 区 分 | <p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成24年11月12日専決)</p> |
| 提 出 理 由 及 び 概 要 | <p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年11月12日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を5割とし、県は、損害賠償金19,950円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成24年5月2日 午後2時25分頃</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市千代水二丁目地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、会計用務により銀行に行く必要が生じたため普通乗用自動車を運転中、駐車場で後退した際、左後方から前進してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> |